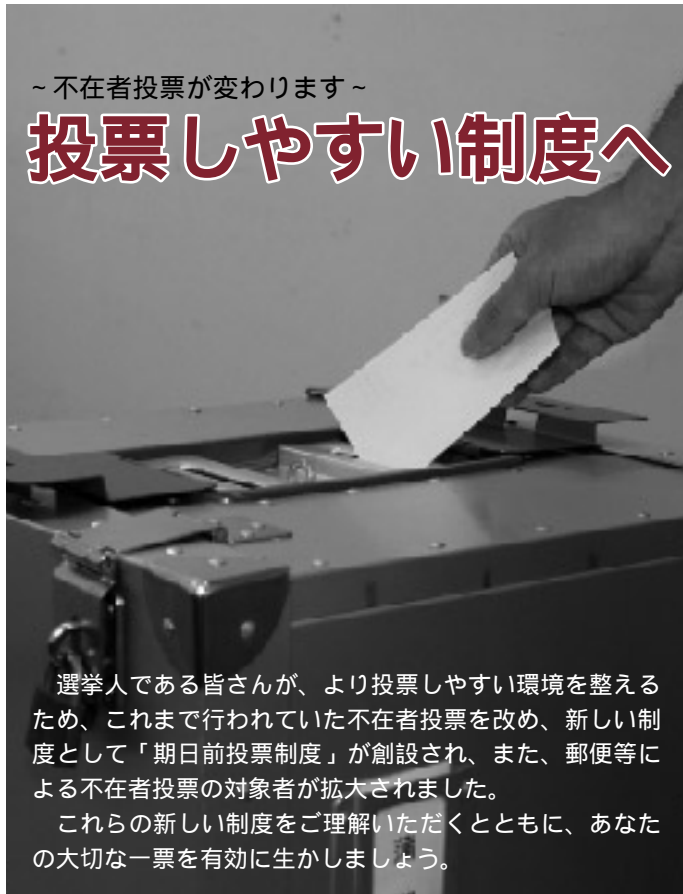


～不在者投票が変わります～

投票しやすい制度へ



選挙人である皆さんが、より投票しやすい環境を整えるため、これまで行われていた不在者投票を改め、新しい制度として「期日前投票制度」が創設され、また、郵便等による不在者投票の対象者が拡大されました。

これらの新しい制度をご理解いただくとともに、あなたの大切な一票を有効に生かしましょう。

期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としています。期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票できる仕組みです。つまり、投票用紙を直接、投票箱に入れることができ、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名をするといった手続きが不要になり、投票がしやすくなりました。

期日前投票制度のあらまし

対象となる投票
名簿登録地である蒲郡市で行う投票です。

投票期間
選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

投票を行うことができる者
選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭の用務があるなど一定の事由（従来の不在者投票事由と同じ）に該当すると見込まれる人です。

投票の際には、従来の不在者投票と同じく、一定の事由に該当する旨の宣誓書を書いていただきます。

投票場所

市区町村内に設けられる期日前投票所です。（蒲郡市では市役所本館1階102会議室）

投票時間

午前8時30分から午後8時までです。

投票手続

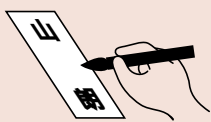
基本的に選挙期日の投票所における投票の手続きと同じです。施設などで行う不在者投票

名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会で行う投票や病院、老人ホームなどにおける投票については、従来どおりの不在者投票となります。しかし、投票開始日が「選挙期日の公示日または告示日の翌日」に変更されていますのでご注意ください。

公示日？告示日？

国会議員の総選挙（通常選挙）の施行は天皇が公示、その他の選挙では、各選挙管理委員会が施行を告示することになっていきます。つまり、「選挙をやり直す」という日が、選挙によって呼び方が違うということです。

期日前投票



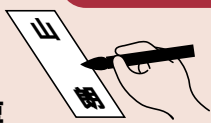
期日前投票所にて投票用紙への記載

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



手続が簡素化され、投票がスムーズになります。

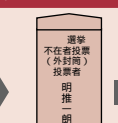
従来の不在者投票



記載場所にて投票用紙への記載



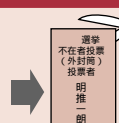
投票用紙を内封筒へ



外封筒へ入れ選挙人が署名



外封筒に立会人が署名



投票管理者が開封



投票管理者が投票箱へ